二　前号ロの口座を開設する者（法第四十四条第一項の規定により口座を開設する者が同号ロに該当する場合を除き、当該口座を開設する者を含む。）	［号を加える。］
２　法第四十四条第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者とする。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～三十四　（略）	一～三十四　（略）
三十五　Ｎ－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－五－ブロモ－一－ペンチル－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
三十六～百十五　（略）	百十五～二百九十三　（略）
百十六　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－フルオロベンジル）－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百十七　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－メトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	二百九十四～三百三十九　（略）
百十八～二百九十六　（略）	
二百九十七　四－メチル－一－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－二－（ピロリジン－一－イル）ペンタン－一－オン及びその塩類	
二百九十八～三百四十三　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。